

2025年12月16日

株主各位

東京都江東区豊洲三丁目2番20号

マルハニチロ株式会社

代表取締役 池見 賢

### 株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2025年11月10日（月）開催の取締役会において、2026年1月1日（木）を効力発生日として、当社普通株式1株につき3株の割合で株式分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を2025年12月31日（水）と定めましたので、公告いたします。

なお、基準日である2025年12月31日（水）は株主名簿管理人の休業日につき、実質的な株主名簿記録の株主の確定日は、2025年12月30日（火）となります。

また、上記株式分割に伴い、当社の発行可能株式総数については、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年1月1日（木）をもって当社定款第6条を変更し、231,043,000株増加して、350,000,000株といたします。

以上

### お知らせ及びご注意

- 1 株式の分割後のご所有株式に関する案内は、2026年1月下旬にお届け住所にお送りする予定です。
- 2 2026年1月1日（木）付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- 3 (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。  
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社

連絡先 新東京郵便局私書箱第29号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-232-711

(土・日・祝祭日を除く平日、午前9時から午後5時まで。)